

Q2 平成18年度の税制改正で、これまで認められていた各種政策減税が整理されることですが、影響の大きいものにはどのようなものがありますか。

A **ポイント**

- (1) 3月末に期限を迎えるIT投資促進税制は廃止され、中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例は1事業年度300万円の上限が設定され2年間延長されます。
- (2) 不動産登記に係る登録免許税の特例、不動産取得税の特例はそれぞれ縮小されます。
- (3) 情報セキュリティ対策に対応する設備を取得した場合の情報基盤強化税制が創設され、また、中小企業投資促進税制、法人の研究開発税制が拡充されます。

**1. 平成18年度の税制改正で廃止、縮小される租税特別措置法等の政策減税**

平成18年度税制改正法案は現在国会審議中で、法案の成立は3月末と見込まれますが、法案で廃止、縮小が予定されている主なものをあげてみましょう。

**(1) IT投資促進税制の廃止**

IT投資促進税制は、節税ないし税の繰延効果が大きい特例ですが、3月31日の期限到来をもって廃止されます。この特例は、特定情報通信機器を購入した場合に、10%の税額控除又は50%の特別償却が認められるものです(資本金3億円以下の法人・個人については、リース費用総額の60%についても10%の税額控除が認められる)。

適用対象者は、青色申告書を提出する法人・個人で、ハードウェア、ソフトウェアごとに、同一事業年度内において取得した設備等の取得価額の総額が下記金額以上のものです。

対象者	法人(資本金3億円超)	法人(資本金3億円以下)・個人
購入	600万円以上(ハード、ソフト共)	ハードウェア 140万円以上、ソフトウェア 70万円以上
リース		ハードウェア 200万円以上、ソフトウェア 100万円以上

**(2) 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に300万円の上限定**

この特例は、青色申告書を提出する中小企業者(資本金1億円以下)が30万円未満の少額減価償却資産を取得して事業の用に供した年度に全額損金に算入できる制度で、適用期限は3月31日でしたが、これを平成20年3月31日まで2年延長し、その事業年度に取得した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円までという上限が新たに設けられました。

**(3) 研究開発税制における増加試験研究費の特別税額控除制度の廃止ならびに、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特別税額控除割合の上乗せ措置の廃止**

現行の選択制となっている増加型と総額型の税額控除制度を統合するもの(2の(3)に改正)。

**(4) 不動産登記に係る登録免許税の税率の特例の縮小・廃止**

不動産登記の登録免許税の税率は、18年3月31日までの軽減措置により、その不動産の価額(固定資産税評価額等)に対して所有権の保存登記の場合1,000分の2、売買による移転登記の場合1,000分の10となっています(本則税率は、売買による所有権の移転登記20

／ 1,000、所有権の保存登記 4 / 1,000 )

これが改正により、「土地に関する売買による所有権の移転登記」については平成 18 年 4 月 1 日から 2 年間の時限措置として 10 / 1,000 に軽減措置が継続されますが、建物の保存登記、建物の売買による所有権の移転登記等については本則税率適用となります。

#### (5) 不動産取得税の標準税率の特例の縮小

不動産取得税の課税標準は、市町村が評価した価額によりますが、「宅地評価土地」についての、その取得が平成 17 年 12 月 31 日までにに行われた場合、課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする特例措置については、改正により平成 21 年 3 月 31 日まで延長されます。

平成 18 年 3 月 31 日までに不動産の取得が行われた場合、特例により課税標準に 3 % の税率 (本則 4 %) となっていますが、税制改正法案では標準税率を 3 % としている特例措置について、住宅及び土地については平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。

住宅以外の家屋については特例措置を廃止するが、平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間に限り標準税率を 3.5 % とする経過措置を講ずる、としています。

## 2.1 の廃止、縮小に関連して拡充、新設されるもの

### (1) 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制は、青色申告書を提出する中小企業 (資本金又は出資金 1 億円以下) が特定の機械器具を取得して事業の用に供した場合に、取得価額の 7 % の税額控除 (税額の 20 % 限度で 1 年繰越あり) 又は、取得価額の 30 % の特別償却との選択適用ができるものです。

【取得価額の規模】		機械装置	器具備品
一台又は	購入	160 万円以上	120 万円以上
一基	リース	210 万円以上	160 万円以上

今年の改正で IT 投資促進税制の廃止に伴ってこの制度が拡充され、対象資産にソフトウェア及びデジタル複合機を加え (電子計算機以外の器具備品は除外) 適用期限が 2 年延長されます。

### (2) 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものの取得をして、事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の 50 % の特別償却と 10 % の特別税額控除との選択適用ができる制度を 2 年間の時限措置として創設されます。

なお、資本金 1 億円以下の法人については、一定のリース投資も税額控除の対象にでき、基準リース費用の総額 (420 万円以上) の 60 % について 10 % の特別税額控除となります。

特別税額控除は、いずれも法人税の 20 % が限度で、1 年の繰越もできます。

【対象投資の内容】 OS およびこれと同時に設置されるサーバー、データベースソフト及びそのアプリケーションソフト、ファイアーウォール (又は と同時に取得されるもの)

年間投資額	資本金 1 億円以下	300 万円以上
	資本金 1 億円超 10 億円以下	3,000 万円以上

### (3) 法人の研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分

の特別税額控除割合に100分の5を加える特例を2年間の時限措置として講じられます。

現行の研究開発税制 イ又はロのいずれか選択適用

イ 増加試験研究費の税額控除制度 (茶色の部分が改正で廃止される)

増加試験研究費の額  $\times 15 / 100 =$  特別控除限度額 (法人税額の12%が限度)

ロ 試験研究費の総額に係る税額控除制度

試験研究費の総額  $\times$  税額控除割合 = 特別控除限度額 (法人税額の20%が限度)

「税額控除割合」は、試験研究費の総額の売上金額に対する割合に応じて次のとおり。

試験研究費割合が10%以上…10% (3月31日まで上乗せ措置 12%)

〃 10%未満…8% (〃 10%) + 試験研究費割合  $\times 0.2$

中小企業技術基盤強化税制について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に100分の5を加える特例を2年間の時限措置として講じられます。

(改正により比較試験研究費を上回る部分17/100、その他部分12/100となります。)